

高津区障害福祉サービス事業所 設置・運営法人の募集要項

場所：川崎市高津区子母口根田町 3 7 3
及び 3 7 4

令和 3 年 3 月

川崎市健康福祉局

総務部・障害保健福祉部

募集の趣旨

川崎市では、特別支援学校等卒業生対策として、従来から、卒業生の動向に合わせて、地域に日中通うことのできる受け入れ枠の確保等を行っており、平成22年12月には、増加する特別支援学校等の卒業生の動向にあわせて、「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」を策定し、受け入れ枠の確保に向けた整備を行ってまいりました。

また、平成28年3月には、今後も増加する特別支援学校等卒業生の受入れ枠の確保が引き続き必要であること、障害のある方の地域生活を支える仕組みの1つの柱である「短期入所」の拡充が必要であること、安心して継続した地域生活を支えるための地域連携の仕組みづくりが必要であることといった障害のある方の地域生活を支える上での取り組むべき課題を踏まえ、「第2期障害者通所事業所整備計画」(平成28年度～令和5年度)を策定し、次の方針等を掲げて、それぞれ事業所の整備、地域連携の仕組みづくりを進めているところです。

【「第2期障害者通所事業所整備計画」の主な方針】

(生活介護事業所)

特別支援学校等卒業生の日中活動の場を確保するため、民間の参入が少ない生活介護事業所について、効率的・効果的な手法を用いて計画的に整備を推進する。

平成27年度4月現在			開所ベース	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	32年度末	33年度末	34年度末	35年度末
川崎	既存施設数	9箇所	受入可能見込数(a)	83	77	66	55	42	28	14	0	0
	定員	327名	卒業生見込数(b)	6	11	11	13	14	14	15	16	15
			過不足数(a-b)	77	66	55	42	28	14	-1	-17	-32
	整備目標			合計定員40名以上の施設を整備								
幸	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	86	78	70	62	55	46	38	26	11
	定員	259名	卒業生見込数(b)	8	8	8	7	9	8	12	15	12
			過不足数(a-b)	78	70	62	55	46	38	26	11	-1
	整備目標			合計定員20名以上の施設を整備								
中原	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	26	17	6	0	0	0	0	0	0
	定員	257名	卒業生見込数(b)	9	11	10	20	12	13	16	10	14
	中原区上平間地区 平間配水所 (31年度開所予定地) (定員:生活介護80名程度、短期入所12名程度)		過不足数(a-b)	17	6	-4	-24	-36	-49	-65	-75	-89
	整備目標			合計定員100名以上の施設を整備								
高津	既存施設数	12箇所	受入可能見込数(a)	74	59	44	31	23	12	0	0	0
	定員	415名	卒業生見込数(b)	15	15	13	8	11	12	11	13	10
			過不足数(a-b)	59	44	31	23	12	0	-11	-24	-34
	整備目標			合計定員40名以上の施設を整備								
宮前	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	84	68	58	45	33	20	4	0	0
	定員	263名	卒業生見込数(b)	16	10	13	12	13	16	15	13	10
			過不足数(a-b)	68	58	45	33	20	4	-11	-24	-34
	整備目標			合計定員40名以上の施設を整備								
多摩	既存施設数	11箇所	受入可能見込数(a)	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	340名	卒業生見込数(b)	8	14	13	10	11	11	8	12	8
			過不足数(a-b)	-5	-19	-32	-42	-53	-64	-72	-84	-92
	整備目標			合計定員100名以上の施設を整備								
麻生	既存施設数	7箇所	受入可能見込数(a)	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	210名	卒業生見込数(b)	10	7	8	11	10	11	8	12	10
			過不足数(a-b)	-3	-10	-18	-29	-39	-50	-58	-70	-80
	整備目標			合計定員80名以上の施設を整備								

(短期入所)

生活介護事業所への併設を含めて効率的な導入を検討し、区を単位とした短期入所サービスを提供する体制を整備する。

(地域連携の仕組みづくり)

地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組状況や地域生活支援拠点型施設での実践の検証を踏まえて、機能のあり方について検討する。

今回の募集は、この「第2期障害者通所事業所整備計画」に基づいた整備であるとともに、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」でも予定している市有地の障害通所施設「第1やまぶき、第2やまぶき」用地の跡地を活用した整備であり、障害福祉サービス事業所の設置・運営を行う法人を募集するものです。

令和3年3月

目 次

1	募集の概要	1
(1)	施設の設置・運営に関する基本的な考え方	1
(2)	事業者が行う業務	1
(3)	計画地の概要（図については下記参照）	2
(4)	整備予定スケジュール	3
(5)	工事進捗等について	3
(6)	計画地の貸付	3
(7)	事業用地及び建築関係	3
2	補助金等の内容	4
(1)	建設時の支援	4
(2)	運営時の支援	5
3	応募資格・条件	7
4	応募の手順とスケジュール等	7
5	応募書類	9
6	応募に係る留意事項	11
(1)	接触の禁止	11
(2)	応募書類の変更等の禁止	11
(3)	虚偽の記載をした場合の失格	11
(4)	応募書類の取扱い	11
(5)	応募の取下げ	11
(6)	応募に関する経費	11
7	選定方法	12
(1)	選定機関等	12
(2)	視察の実施	12
(3)	選定基準	12
(4)	プレゼンテーションの実施	12
(5)	選定結果の通知及び公表	12
(6)	覚書の締結	12
8	決定の取消し	13
9	選定結果の公表について	13
10	選定基準について	13
11	その他	14
	別添資料	15
	参考資料	16
12	応募後から運営開始までの主な流れ（予定）	17

1 募集の概要

(1) 施設の設置・運営に関する基本的な考え方

本市では、障害の重度化や高齢「親亡き後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点等の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）を「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の併用により整備しており、本施設は、「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点として、次項に掲げる業務を実施するものとします。

また、「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）」、「川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年条例第36号）」、その他関係する法令等に沿った施設整備・運営を川崎市の関係各局・各課とも協議の上で行っていただきます。

(2) 事業者が行う業務

①障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」に関すること 定員40名

特別支援学校等卒業生の日中活動の場を確保するために整備する事業所になりますので、卒業生の動向を踏まえながら定員を増やしていき、最終的に40名を受け入れることとします。

特別支援学校の卒業生ではなく、既存の施設の利用者を当該施設で受け入れる場合は、当該施設で受け入れた人数分について既存の施設で卒業生を受け入れることが必要となります。

また、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方、行動障害のある方を一定程度受け入れることができるような施設とするとともに、看護師等の職員体制を確保することが望ましいものとします。

延長支援加算の取得が可能な体制（運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ、利用者に対して8時間を超えて指定生活介護等を行うこと等）を確保することが望ましいものとします。

②障害者総合支援法第5条第8項に規定する「短期入所」に関すること 定員12名

原則、開設時から定員12名で運営を行う必要があります。

障害者だけでなく、15歳以上（中学校卒業）の障害児の受け入れが可能な体制を確保することが望ましいものとします。

③障害者総合支援法第5条第17項に規定する「共同生活援助」に関すること 定員10名

肢体不自由児者（※1）又は行動障害を主とした重度障害者（※2）を一定程度受け入れることとし、受け入れに必要な設備及び職員体制を確保することが望ましいものとします。

※1「肢体不自由児者」は、障害支援区分が区分4以上であって、二肢以上に麻痺等があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者

※2「行動障害を主とした重度障害者」は、障害支援区分が区分5以上であって、川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準に規定する行動障害加算の支給決定を受けている者

④障害者総合支援法第5条第18項に規定する「相談支援」に関すること

地域相談支援及び計画相談支援を行うものとします。

当該施設に通所する利用者のサービス等利用計画等を作成できる体制を確保することが望ま

しいものとします。

⑤川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）（別紙１参照）に規定する一時預かり事業に関すること 定員１０名

一時預かり事業実施要綱に基づき事業を行うものとし、運営にあたっては、通所サービスの利用時間の後の預かりなど、障害児者の生活やニーズにあった預かり時間数や預かりの時間帯を配慮する必要があります。

また、中立・公平な立場で、サービスを必要とする障害児者を受け入れるものとします。

⑥川崎市障害者生活支援・地域交流事業実施要綱（以下「生活支援等事業実施要綱」という。）（別紙２参照）に規定する障害者生活支援・地域交流事業に関すること

生活支援等事業実施要綱に基づき事業を行うものとし、実施にあたっては、地域生活支援員を配置し、地域の障害児者及びその家族が自立した生活を送ることができるように、相談支援、日常生活の見守り、地域生活に必要な支援を行うとともに、地域住民によるボランティアを育成して、地域生活支援の担い手の充実を図りながら、障害児者等との地域交流支援を行うものとします。

地域生活支援員の配置は３人とし、そのうち１人は相談支援専門員の資格を有するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うことができる専任の常勤職員とします。

⑦地域生活支援拠点の機能に関すること

地域生活支援拠点の機能強化として、相談（２４時間の連絡体制の確保）、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりに努めることとします。

⑧体験機会の提供に関すること

体験機会を確保する観点から体験宿泊等を提供するものとします。

⑨施設の維持管理に関すること

⑩その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(3) 計画地の概要（図については下記参照）

ア 所在地	川崎市高津区子母口根田町３７３及び３７４
イ 敷地面積	１，０９６㎡（概ね 敷地 横３５ｍ×縦３１ｍ）（別紙３参照）
ウ 容積率	２００％
エ 建ぺい率	６０％
オ 用途地域	準住居地域
カ 防火地域	準防火地域
キ 高度地区	第３種高度地区（最高高さ２０ｍ、北側制限１０ｍ＋１．２５／１）
ク 想定延床面積	２，０００㎡程度（３階建て程度：鉄筋コンクリート造）

※想定延床面積は、必須条件ではありません。

コ 障害通所施設「第１やまぶき、第２やまぶき」の解体は、令和３年度内に実施します。



※ 現地見学会を実施する予定はございませんので、視察を行う場合は、敷地の外側から確認してください。また、現地に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

(4) 整備予定スケジュール

令和3年 3月	～	令和3年 5月	設置・運営法人募集（市対応）
令和3年 6月			設置・運営法人選定（市対応）
令和3年 7月	～	令和4年 3月	基本実施設計等（法人対応）
令和4年 4月	～	令和5年 7月	建設工事（工事入札含）（法人対応）
令和5年 8月	～	令和5年 9月	開設準備（内覧会等含）（法人対応）
令和5年10月 1日	～		開設予定

(5) 工事進捗等について

工事進捗については、令和4年度40%、令和5年度は60%の出来高とし、また工事の契約・着工時期等は本市と確認の上決定することとします。

※ 着工時期は令和4年度中とします。

(6) 計画地の貸付

○貸付料

市有地を無償で貸付けます。

○貸付期間

市有地については、本市と設置・運営法人で土地貸付契約書を締結します。貸付期間は、貸付契約締結後から令和8年3月31日までとし、その後原則5年ごとに本市と協議の上、契約更新を行うこととなります。ただし、社会福祉事業の見直しや社会情勢の変化により、契約内容を変更することがあります。

(7) 事業用地及び建築関係

① 施設の建築計画は、都市計画法、建築基準法その他関係法令等に適合したものとしてく

ださい。設置・運営決定後に事業計画や施設設計等の変更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておいてください。

都市計画法第29条第1項の規定による開発許可について、施設用地の造成計画、公共施設の整備計画その他の計画内容が、同法第33条の規定に適合したものとしてください。

- ② 駐車場等、必要な附帯施設を確保してください。
- ③ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮してください。また、木材の使用に際しては、神奈川県産をはじめとした国産木材の使用に努めてください。
- ④ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込み、余裕をもって施設を開設することが可能なものとしてください。特に川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号の規定による指定開発行為に該当し第4条第2項の規定により環境影響評価が必要である場合又は都市計画法第34条第14号若しくは都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経る必要があるものについては、必ず当該手続きに必要な期間を見込んでください。

2 補助金等の内容

(1) 建設時の支援

【川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金】（別紙4参照）

●建設工事費補助

建設工事費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（577,500,000円）の範囲内で補助することができます。なお各年の交付額は、「1（5）工事進捗等について」に記載の通りです。

※建設工事費補助基準額＝予算見込単価385,000円/㎡（税込み。実行単価がこれに満たない場合は実行単価）×事業に要する面積

●設計費補助

建設工事費補助基準額に3%を乗じて得た額を設計費補助基準額（1,000円未満の端数は切り捨て）として、設計費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（17,325,000円）の範囲内で令和3年度に一括して支出いたします。

※工事に伴う地質調査等の調査費、開発許可等の行政手続き経費、に必要な設計費も含みます。

●工事監理費補助

建設工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額を工事監理費補助基準額（1,000円未満の端数は切り捨て）として、工事監理費補助基準額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）の3/4の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を、補助上限額（8,662,000円）の範囲内で「1（5）工事進捗等について」に記載の通り補助することができます。

【民間障害児（者）施設等運営費補助金】

●償還金補助（借入金の返済に充当する償還金に該当する費用に対する補助）

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金における建設工事費補助、設計費補助及び工事監理費補助で算出される補助基準額に1/4を乗じて得た額に3/4を乗じた額を上限に金融機関から融資を受けて資金調達した場合は、「民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱」

（別紙5参照）第2条第1項の規定に基づき、その償還金（元金及び利子）について、補助上限額（228,521,000円）の範囲内で補助することができます。

※1：融資を希望する場合は事前に川崎市との協議を要します。

※2：独立行政法人福祉医療機構からの融資については、同機構の案内を御確認ください。

＜独立行政法人福祉医療機構＞

<https://www.wam.go.jp/hp/>

●初度調弁補助（初度調弁に該当する費用に対する補助）

初度調弁費用の実費について、補助上限額（36,000,000円）の範囲内で令和5年度に補助することができます。

【川崎市福祉施設整備資金融資制度】（別紙6参照）

工事に充てられる補助金や贈与金を除いた法人自己負担資金として、2億円を上限に融資を受けることができます。ただし、取扱金融機関が本融資制度に賛同を得ることが条件になりますので、本融資制度の活用を希望される場合は、事前に川崎市との協議を要します。なお、本融資制度により調達する資金の用途は、設計費、設計監理費、建設費、設備整備費に係る費用です。

※神奈川県産木材を用いて木造化や木質化を行う場合、国庫補助金等の活用が可能な場合がありますので、事前に川崎市まちづくり局総務部企画課（電話 044-200-2703）に御相談ください。

(2) 運営時の支援

●川崎市給付費等及び施設経営調整加算

川崎市では、障害者総合支援法の給付費に加え、独自に上乗せする支援の仕組みがあります。主な加算は以下のとおりです。なお、単価は一人あたりの金額です。

（詳細は別紙7「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照。令和2年度時点の内容となりますので、今後変更となる可能性があります。）

加算の種類	単価	加算の種類	単価
定率加算	給付費等（加算を除く。）に5%（短期入所は10%）を乗じた額	医療支援加算(※)	3,310円/日
		送迎加算(※)	130円～410円/回
		入浴加算(※)	400円/日
行動障害加算	3,720円/日	健康管理加算(※)	340～640円/日
重複障害加算	2,970円/日	栄養管理加算(※)	300円/日
重度障害加算	1,650円/日		
食事指導加算	200～450円/日	単独型短期入所加算	3,200円/日

※医療支援加算、送迎加算、入浴加算、健康管理加算、栄養管理加算は、短期入所にはなし。

●川崎市障害者共同生活援助運営費

川崎市では、障害者総合支援法の給付費に加え、独自に上乗せする支援の仕組みがあります。主な加算は以下のとおりです。なお、単価は一人あたりの金額です。

（詳細は別紙８「川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準」を参照。令和２年度時点の内容となりますので、今後変更となる可能性があります。）

加算の種類	単価	加算の種類	単価
世話人体制確保加算	１４，５９２円～ ４４，９９２円／月	家賃助成加算（※３）	２７，０００円／月
初期加算（※１）	３６，４８０円／月	行動障害加算（※２）	２，０００円／日
夜間体制加算（※２）	２，０００円／日	重複障害加算（※２）	２，０００円／日
土日等日中支援加算（※２）	０円～ ２，５００円／日	重度障害加算（※２）	１，６５０円／日

※１：新設又は増設された日から１年間に限る。

※２：障害支援区分等による算定要件あり。

※３：１人あたり月額単価と、家賃から障害者総合支援法第３４条に規定する補足給付等の入居者が受ける家賃助成を除いた額を比較し、安価な方を加算の対象とする。

●川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金

身体障害者又は知的障害者を主たる対象として共同生活援助事業を行うにあたって、入居者の日常生活の援助及び介護に要する事務的経費を補助します。

（詳細は別紙９「川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付要綱」を参照。令和２年度時点の内容となりますので、今後変更となる可能性があります。）

費目	対象範囲	補助基準	
		事業者の総利用定員（名）	基準額（年額）
バックアップ 事務費	入居者の日常生活 の援助及び介護に 要する事務的経費	４から５名	１００，０００円
		６から１０名	２００，０００円
		１１から１５名	３００，０００円
		１６から２０名	４００，０００円
		２１から２５名	５００，０００円
		２６から３０名	６００，０００円
		３１名以上	７００，０００円

●一時預かり事業

一時預かり事業実施要綱の規定に基づき、請求いただいた費用をお支払いします。

●障害者生活支援・地域交流事業

事業実施に要する人件費・事業費については、委託料（予算見込額１９，４７６，０００円）によりお支払いします。

◎上記の支援内容については、募集時点における内容に基づき、予定している金額を示しているもので、今後、社会情勢の変動、関係法令の改正や川崎市議会の予算承認等により、内容や金額に変更が生じる可能性があります。

3 応募資格・条件

- 1 社会福祉事業の運営実績がある社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
（共同事業体での応募は不可とする）
- 2 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者であること。
- 3 法人又はその代表者が国税及び地方税の未納がないこと。
- 4 民事再生法に基づく再生手続きの申立をしていないこと。
- 5 川崎市と神奈川県警との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていないこと。なお、次の場合には、排除措置の対象となります。
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という）に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という）が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- 6 障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当しない者であること。
- 7 本募集に対して、複数の応募はできません。また、応募にあたり支援を受ける設計事務所、コンサルタント会社等（以下「設計事務所等」という）がある場合は、当該設計事務所等が、本募集に対する他の社会福祉法人の応募に係る支援を行っていないこと。

4 応募の手順とスケジュール等

3月25日（木）

公募要項配布

質問受付

《質問の方法及び回答方法》

質問の趣旨を簡潔にまとめ、様式13にて、令和3年4月23日（金）までに、

「必ずメール」でお問い合わせください。

質問に対する回答はホームページに随時掲載いたします。なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には、一切回答いたしません。

また、回答の内容は、**本要項と同等の効力を有するもの**とします。

メールアドレス：40sisetu@city.kawasaki.jp

件名：「質問 高津区障害福祉サービス事業所の整備（運営）に関する質問」

4月23日（金）

質問受付終了

5月24日（月）まで

応募受付 正本1部 副本15部

- 1) 受付期間 令和3年3月25日（木）から令和3年5月24日（月）
(土・日曜日・祭日を除く平日の午前8時30分から正午まで。
午後1時から午後5時15分まで。)
- 2) 受付場所 ソリッドスクエア西館10階 健康福祉局総務部施設課
- 3) 受付方法 予め、電話で日時を予約した上で、応募書類一式（正本1部、副本15部）をお持ちください（メール、ファックス、郵送不可）。
また提出書類の体裁については「応募書類の体裁」（別紙10）を参考に整えてください。
- 4) 選定 設置・運営法人の選定を令和3年6月に予定
- 5) その他 **応募を予定される社会福祉法人は、必ず、メール又は電話にてご一報いただきますよう、ご協力をお願いいたします。**

※ スケジュールについては、選定等の進捗状況によって変更する場合があります。

○申込みに際しての注意事項

- ア 応募書類に不足、不備等がある場合、受付をすることが出来ない場合がある。
- イ 申込みの際は、書類の内容等について回答できる方が来庁すること。
- ウ 応募書類は、本募集に係る目的以外には使用しない。ただし、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合がある。
- エ 応募書類については、必要な範囲で複写する場合がある。
- オ 応募書類等の作成に必要な費用等は申込者の負担となる。
- カ 応募書類は「5 応募書類」のとおり並べ、目次およびページ番号（通し番号）をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じること。
(A4サイズ以上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けること。) インデックスは不要です。
- キ 応募書類は、必要書類を**正本1部、副本15部**用意すること。ファイルタイトルは、背表紙と表表紙へ、「高津区子母口地区 (法人名) ○○○」を記載すること。
- ク 副本への添付証明書等は写しで可。
- ケ 申込受付期間以降の資料の提出は認めない。ただし、審査のため、本市から追加資料を求める場合がある。
- コ 応募書類の受付後に軽微な不備がある場合で本市が補正の必要があると判断したもののについては、本市から申込み者あて連絡し、補正を依頼する場合がある。
- サ 応募書類の内容について、独立行政法人福祉医療機構や金融機関、関係者等に確認をする場合がある。

5 応募書類

応募申込書

- 1 応募申込書（様式1）（印鑑証明書を添付すること）

事業計画に関する書類

- 2 事業計画書（様式2）
- 3 施設に係る各階平面図・配置図・立面図・各室配置図・各室別面積表・駐車場の計画図・工程表（様式任意）
- 4 高津区障害福祉サービス事業所職員配置計画書
(5年度、8年度、11年度)（様式3）
- 5 施設長予定者の履歴書（様式任意）
- 6 高津区障害福祉サービス事業所収支予算書
(5年度から9年度の5ヵ年分)（様式4-1）
- 7 初度調弁費の積算根拠資料（様式任意）
- 8 高津区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
(5年分『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、共同生活援助、日中一時支援、生活支援・地域交流事業、その他』)（様式4-2）
- 9 高津区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
(年度別『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、共同生活援助、日中一時支援、生活支援・地域交流事業、その他』)（様式4-3）
- 10 高津区障害福祉サービス事業所人件費に係る経費見積（様式4-4）
- 11 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報等の外部提供同意書（様式5）
- 12 コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式6）
 - ※ 過去2年間に次のような事由があった場合に提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。
 - ① 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合
(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)
 - ② 法人・団体に次の事由があった場合
労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））、その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合
 - ③ 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合
業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物破壊その他の設置・運営法人としての健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為、又はその恐れがある行為があった場合
 - ※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。

1 3 施設整備に係る資金計画書（様式 7）

※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入を予定している場合は、提案内容に基づき予め独立行政法人福祉医療機構や金融機関に融資相談を行い、その摘録（様式 8 又は 9）及び返済計画書を提出すること。

※ 独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入以外については、その資金の確保が確実である根拠書類（贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約書の写し、融資確約書など）を提出すること。

法人に関する関係書類

1 4 定款又は寄付行為（申請時最新のもの）

1 5 役員名簿及び履歴書

1 6 履歴事項全部証明書（応募申込時より 3 ヶ月以内に発行されたもの）

1 7 平成 2 9 ・ 3 0 ・ 3 1 年度（令和元年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（令和 2 年度設立法人にあつては、その設立時における財産目録）

1 8 平成 3 1 年度（令和元年度）法人等の収支予算書、決算報告書及び令和 2 年度事業計画書、収支予算書

1 9 組織及び運営に関する事項を記載した書類

2 0 就労規則、経理規程、給与規則、個人情報に関する規程、その他法人等諸規程の一式

2 1 平成 3 1 年度（令和元年度）事業実績報告書

2 2 平成 3 0 ・ 3 1 年度（令和元年度）の法人監事監査、施設監査結果通知、指摘文書・改善報告書等監査資料の写し

※ 平成 2 9 年度以降の第三者評価の結果の写し（直近のもの 1 件）

※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。

2 3 現に経営している社会福祉事業等の概要（様式 1 0）

2 4 法人又はその代表者の平成 3 0 年度・平成 3 1 年度（令和元年度）の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

※ 提出後、資料の追加を求める場合があります。

※ 納付義務のない法人又はその代表者については、申立書（様式 1 1）により、その旨を申し立ててください。

2 5 その他、法人の概要のわかるパンフレット等

※ 証明書はいずれも原本とし、発行後 3 ヶ月以内のものが必要。また、写しの場合は、原本証明すること。なお提出された書類は返却しません。

6 応募に係る留意事項

(1) 接触の禁止

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」、川崎市職員、その他公募の関係者に対して、選定の内容に関する接触を禁じます。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

(2) 応募書類の変更等の禁止

提出した応募書類の内容の変更、書類の追加はできません。ただし、「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」が認めた場合及び市から指摘する書類の不足、不備の補完、説明内容の不明点の回答、市が必要に応じて指示をする追加資料の提出を求めた場合はこの限りではありません。

(3) 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却はいたしません。

なお、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）の対象となります。

また、選定された法人の提案内容は川崎市が公表できるものとします。

(5) 応募の取下げ

応募書類の提出後、応募を取下げる場合は、「高津区障害福祉サービス事業所の設置・運営法人応募申込取下げ書」（様式12）を健康福祉局施設課まで提出してください。

(6) 応募に関する経費

応募に関して必要となる経費は、すべて応募法人等の負担とします。

7 選定方法

(1) 選定機関等

学識経験者等を委員として構成する「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」を設置し、応募者から提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審議を行い、その審査結果を参考に市長が最終決定します。

(2) 視察の実施

「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の評価にあたっては、応募法人等が運営する他の施設の運営実績を踏まえた判断をすることから、他の施設を運営している場合は原則として現地での視察を行い、運営状況を確認するものとします。

(3) 選定基準

「障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について（別紙 1 1 参照）」に基づき審査を行います。

(4) プレゼンテーションの実施

令和 3 年 6 月に開催予定の「川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会」の中で、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細は別途調整の上、お知らせします。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については全ての応募法人に通知します。

また、選定結果（応募法人名、選定された法人の概要、主な提案内容、審査結果等）は川崎市のホームページ等で公表します。

(6) 覚書の締結

市長より設置を認められた後に、本市と設置・運営法人にて、建設工事等に係る覚書の締結を行わせていただきます。

8 決定の取消し

設置・運営法人決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取り消しを行う場合があります。なお、決定の取消しに伴い、生じる法人負担について、本市からの補填はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合
- (2) 本市との協議なく、資金計画（自己資金、借入金の返済計画）又は建設計画（設計、建築費等及び工期）を変更した場合
- (3) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書が締結できない場合
- (4) 特段の事由もなく令和3年度中に設計着手に至らない場合
- (5) 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 応募書類に虚偽が判明した場合
- (7) 法人の代表者等が、本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- (8) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (9) コンプライアンスに係る重大な事由が明らかになった場合
- (10) 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員と本件についての接触が判明した場合
- (11) その他事業執行上、支障が生じた場合

9 選定結果の公表について

本募集の結果については、「選定結果の公表について」（別紙12参照）に基づき、川崎市インターネットホームページ等で公表します。また、選定された応募書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属されます。選定された法人の提案内容については、市が公表できるものとします。

10 選定基準について

高津区障害福祉サービス事業所の選考について、次の審査基準に重点をおき評価しますのでご注意ください。

1 書類審査

- (1) 基本方針が適切であること。
- (2) 施設整備計画及び運営計画が適切であること。
- (3) 利用者の健康管理・衛生管理が適切であること。
- (4) 危機管理・安全管理が適切であること。
- (5) 市民の平等な利用について配慮されていること。
- (6) 施設運営に利用者意見が適切に反映されていること。
- (7) 上乘せ提案の内容が効果的であること。

- (8) 経費の縮減や業務改善が適切であること。
- (9) 職員体制が適切であること。
- (10) 施設管理に対する考え方が適切であること。
- (11) 事業実績が適切であること。
- (12) 情報公開、個人情報保護及びコンプライアンスに対する認識が適切であること。
- (13) 収支計画が適切であること。
- (14) 法人の運営状況が安定していること。
- (15) 地域の福祉サービス拠点としての考え方及び地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応した取組が適切であること。

2 面接審査

- (1) 応募の動機が認められること。
- (2) 強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。
- (3) 障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
- (4) 職場環境向上の取組が適切であること。
- (5) 地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適正であること。
- (6) 面接により得られた内容と、提出されている書類との内容に相違点が無いこと。

3 設置・運営法人の決定

- (1) 設置・運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、市長が決定する。
- (2) 書類審査及び面接審査の得点合計が満点の60％に満たない場合は、失格とする。

11 その他

- (1) 高津区障害福祉サービス事業所の整備に要する事務費・人件費等の資金を確保してください。
- (2) 業務を行うに当たって、関係する法令等がある場合は、それらを遵守するものとします。法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

〈主な関係法令〉

- ア 障害者総合支援法
- イ 身体障害者福祉法
- ウ 知的障害者福祉法
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- オ その他関係法令・条例等

(3) 整備にあたっての留意事項

- ア 高津区障害福祉サービス事業所の配置、構造及び設備は、日照・採光・換気・騒音等、利用者の生活環境、保健衛生、緑化及び防災について、十分に配慮・考慮してください。

- イ 地中埋設物（杭やフェンスなどの残置物や土壌汚染を含む）により、工事に支障がある場合の処理費用は、法人の負担となります。
- ウ 高津区障害福祉サービス事業所は、地域に根ざし、地域に開かれた施設が望まれることから、設計や建設にあたっては、日影や騒音等にも留意するなど、近隣住民との関係に配慮してください。
- エ 生活介護サービスの利用者の送迎車両等、車両の通行及び駐車については、近隣住民と交通問題を生じさせないように十分に配慮してください。
- オ 土地の利用方法、設計・工期等について、川崎市の指導に従っていただきます。
- カ 施設名称は、川崎市と協議のうえ決定してください。
- キ 新たに整備する施設については、かわさき資産マネジメントカルテ等を参考に構造の種類に応じた目標耐用年数を設定し、施設の開設に合わせ、中長期修繕計画を策定してください。この長期修繕計画に基づき計画的な修繕を実施し、目標耐用年数（60年）まで使用できるよう建物及び設備の維持管理に努めてください。

（４）建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、本市の規定に準じて一般競争入札により行ってください。なお、入札参加資格においては、本市による業種別格付Ａランクの川崎市内業者としてください。ただし、Ａランクの川崎市内業者のＪＶも可とします。
- ② 入札については「整備に係る入札の流れ」（別紙１３）を御参照のうえ、入札及び契約手続きを行ってください。
- ③ 本市に提出された入札結果について、「川崎市情報公開条例」に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。

（５）選定結果が通知された後も、覚書を締結するまでの間は、コンプライアンスに関する申告書に該当する事由が生じた場合、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

（６）施設の管理運営業務の一部（清掃業務、警備業務、設備保守点検など）を委託する場合や、備品・消耗品、食材料、その他施設運営上必要な物品等を購入する場合等で、１件の金額が１００万円を超える場合においては、市内中小企業者により入札を行い、又は、２者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行うものとします。

別添資料

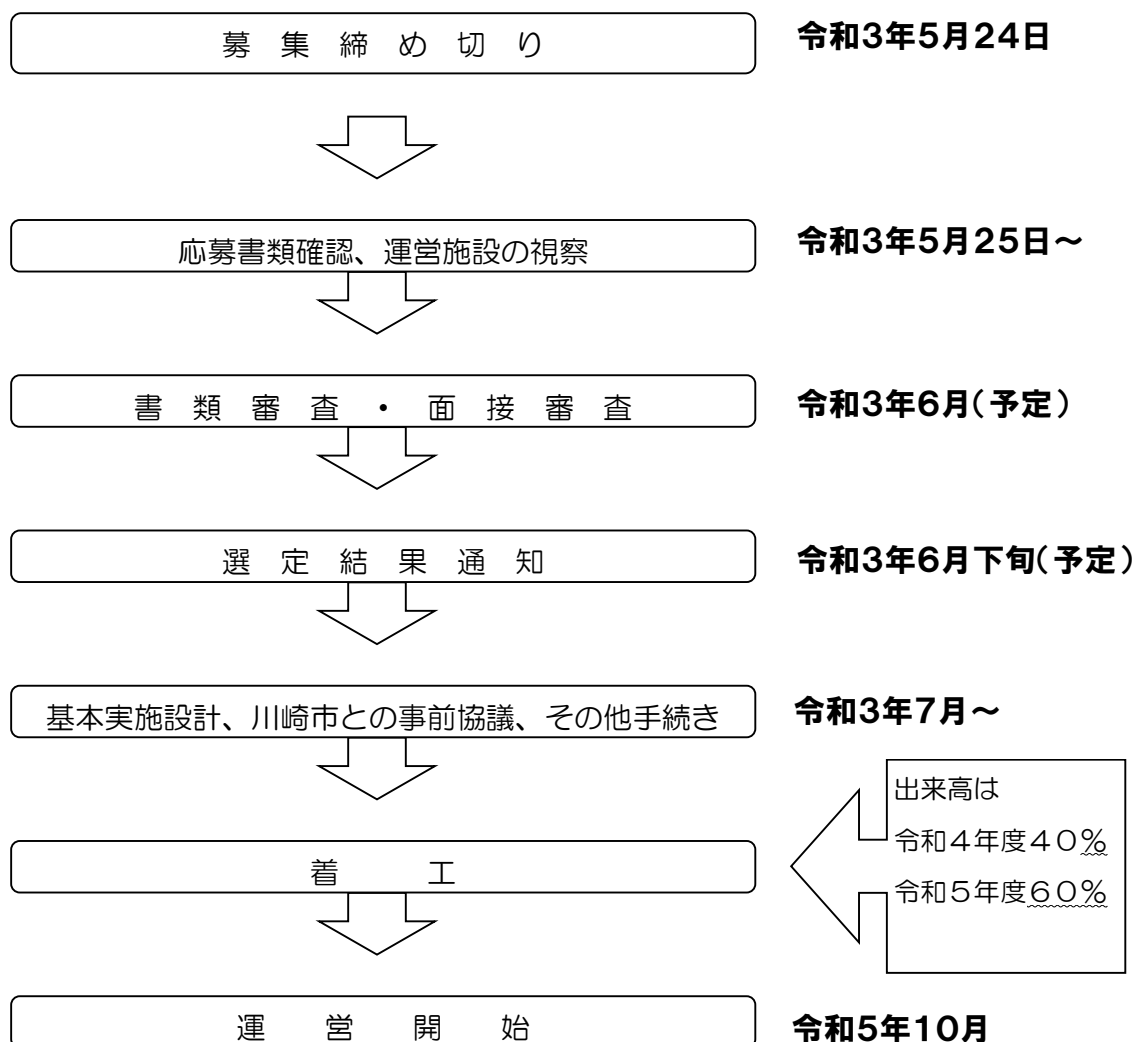
- （１）応募書類表紙（応募書類表紙）
- （２）応募申込書（様式１）
- （３）事業計画書（様式２）
- （４）高津区障害福祉サービス事業所職員配置計画書
（令和５年度、８年度、１１年度）（様式３）
- （５）高津区障害福祉サービス事業所収支予算書（様式４－１）
- （６）高津区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書

- (5 年分『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、共同生活援助、日中一時支援、生活支援・地域交流事業、その他』)(様式 4 - 2)
- (7) 高津区障害福祉サービス事業所収支予算内訳書
(年度別『施設全体、生活介護、短期入所、相談支援、共同生活援助、日中一時支援、生活支援・地域交流事業、その他』)(様式 4 - 3)
- (8) 高津区障害福祉サービス事業所人件費に係る経費見積 (様式 4 - 4)
- (9) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく、個人情報の外部提供同意書
(様式 5)
- (1 0) コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式 6)
- (1 1) 施設整備に係る資金計画書 (様式 7)
- (1 2) 融資相談記録 (様式 8 及び様式 9)
- (1 3) 現に運営している社会福祉事業の概要 (様式 1 0)
- (1 4) 申立書 (様式 1 1)
- (1 5) 高津区障害福祉サービス事業所の設置・運営法人応募申込取下げ書 (様式 1 2)
- (1 6) 質問書 (様式 1 3)

参考資料

- (1) 川崎市日中一時支援 (障害児・者一時預かり) 事業実施要綱 (別紙 1)
- (2) 川崎市障害者生活支援・地域交流事業実施要綱 (別紙 2)
- (3) 川崎市都市計画図 他 (別紙 3) ※地積測量図はありません。
- (4) 川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱 (別紙 4)
- (5) 民間障害児 (者) 施設等運営費補助金交付要綱 (別紙 5)
- (6) 川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱 (別紙 6)
- (7) 川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準 (別紙 7)
- (8) 川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準 (別紙 8)
- (9) 川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付要綱 (別紙 9)
- (1 0) 応募書類の体裁 (別紙 1 0)
- (1 1) 障害福祉サービス事業所設置・運営法人選考に係る選定基準について (別紙 1 1)
- (1 2) 選定結果の公表について (別紙 1 2)
- (1 3) 整備に係る入札の流れ (別紙 1 3)

1 2 応募後から運営開始までの主な流れ（予定）



川崎市のホームページに様式1から様式13については Microsoft Word 又は Microsoft Excel 版を掲示しますので、応募する法人はダウンロードしてください。

高津区障害福祉サービス事業所の 整備・運営事業者の公募要項

令和3年3月

【お問合せ】

川崎市健康福祉局 総務部施設課
障害保健福祉部障害計画課
電 話：044-200-0466
F A X：044-200-3926
E-mail：40sisetu@city.kawasaki.jp